

平成27年4月 スタート!!

子ども・子育て支援新制度





新制度の主なポイント

平成 24 年 8 月、ひとりひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するために「子ども・子育て支援法」が成立しました。この法律と関連する法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。在宅で子育てする保護者も利用できる地域の様々な子育て支援がさらに充実します。「幼稚園」や「保育所」の利用等の基本的な仕組みが共通になるとともに、幼稚園と保育所の両方の機能を持つ「認定こども園」の設置が推進されます。また、これまで認可外保育施設という位置づけであった「さかい保育室」や「家庭的保育事業」なども一定の基準により認可を受ければ、新たにこの制度の対象となります。

【現行制度】

	利用申込み 保育に欠ける要件の確認	入所選考	利用料
幼稚園	園に申込み	園が選考	園が独自に設定 市が就園奨励費等を助成
認定こども園	【幼稚園機能】 園に申込み	園が選考	【幼稚園機能】 園が独自に設定 市が就園奨励費等を助成
	【保育所機能】 私立は園に、公立は市に申込み 市が保育に欠けるかどうかの判断		【保育所機能】 認可保育所を参考に園が決定
保育所	市に申込み 市が保育に欠けるかどうかの判断	市が基準に基づき選考	市が所得の状況に 応じて決定
小規模保育事業	園に申込み 市が保育に欠けるかどうかの判断	園が選考	認可保育所を参考に園が決定
さかい保育室	園に申込み 市が保育に欠けるかどうかの判断	園が選考	園が独自に設定 市が利用料の一部を助成
家庭的保育事業	家庭的保育 事業者に申込み 市が保育に欠けるかどうかの判断	園が選考	市が所得の状況に 応じて決定

新制度導入の背景

少子高齢化や核家族化の進展、地域における近隣関係の希薄化などにより、子育て家庭の不安や負担感が増大しています。また、仕事と子育ての両立、保育所待機児童の解消等も大きな課題となっています。新制度はこれらの課題を解決するために創設されるものであり、財源の一部に消費税を充てることになりました。

新制度の目的

- 質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供
【認定こども園の普及】
- 保育の量的拡大
【保育所待機児の解消】
- 地域の子育て支援の充実
【利用者支援事業や幼稚園型一時預かり事業の創設】

【新制度：平成 27 年度～】

幼稚園については、新制度に移行する園と現行制度のまま継続する園があり、各園の判断においてどちらかを選択することになります。

※1号・2号・3号認定の説明については、P6をご覧ください。

	利用申し込み 保育の必要性の認定申請	利用調整（入所選考）	利用料
幼稚園 （現行制度）	園に申込み	園が選考	園が独自に設定 市が就園奨励費等を助成
幼稚園 （新制度移行）	園に申込み 認定申請は園を経由して市に提出	(定員を上回る希望があった場合) 園が選考	市が所得の状況に 応じて決定 (上乗せ徴収・実費徴収などの利用者負担【保護者徴収金】が必要な場合があります。)
認定こども園 (※1号認定子ども【教育部分】)			
認定こども園 (※2号・3号認定子ども【保育部分】)	区役所に申込み 市が基準に基づき「保育の必要な事由」や「保育の必要量」等を認定	市が基準に基づき 利用調整を実施	市が所得の状況に 応じて決定 (上乗せ徴収・実費徴収などの利用者負担【保護者徴収金】が必要な場合があります。)
保育所			
小規模保育事業 ※ さかい保育室の一部が移行予定			
家庭的保育事業			





新制度の施設・事業

保育所・幼稚園に加えて、保育所と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園の普及を促進します。また、新たに少人数の子どもを保育する地域型保育事業を創設します。

教育・保育施設

認定こども園【主に0歳～5歳】

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがあります。また、地域の子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援も行います。

幼稚園【主に3歳～5歳】

幼児の心身の発達のために、満3歳児から小学校就学前児童を対象に、幼児教育を提供する施設。

保育所【0歳～5歳】

小学校就学前児童を対象に、就労や病気などのために家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設。



地域型保育事業（主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児）

小規模保育事業

6人～19人までの比較的小規模な、きめ細かな保育を提供する事業。A型（保育所分園に近いタイプ）、C型（家庭的保育に近いタイプ）、B型（A型とC型の中間型）の3タイプがあります。

家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅等において、家庭的な雰囲気のもと、1人～5人を対象にきめ細かな保育を提供する事業。

居宅訪問型保育事業

住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を提供する事業。
※障害や慢性疾患等により個別のケアが必要となる場合等への対応が、主な対象となる予定。

事業所内保育事業

事業所の施設内スペース等において、企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として保育を提供する事業。従業員の子どもに加え、「地域における保育を必要とする子ども」を受け入れる施設が対象となります。

地域子ども・子育て支援事業【例】

新制度は、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。在宅で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり事業」や身近な所で子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点事業」など、地域のニーズに応じた様々な子育て支援事業があります。

利用者支援事業

子育て家庭のニーズに合わせて、認定こども園や保育所、幼稚園などの施設や様々な子育て支援事業の中から適切なものを選択し、利用できるように支援を行います。

一時預かり事業

保護者の急な用事や病気等により、一時的に家庭での保育が困難になる場合に保育所等で子どもを一時的に預かります。現在は民間保育所を中心に実施されていますが、新制度では幼稚園における在園児に対する預かり保育も本事業に位置づけられることとなります。

地域子育て支援拠点事業

地域の身近な所で、就学前の児童やその保護者が交流できる場を提供するとともに、子育て相談や子育て関連情報の提供等を行います。





新制度の利用の流れ

保育の利用にあたっては、保護者の方からの申請を受けて、堺市が「保育の必要性」を認定します。また、幼稚園や認定こども園での教育のみの利用にあたっては、お子様の住所や年齢のみを確認し、認定します。どちらの場合も「支給認定証」を発行します。このような認定を受けて、所得に応じた利用者負担で施設や事業を利用できることとなります。



支給認定の種類

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号	満3歳以上で2号認定以外の場合	認定こども園、幼稚園
2号	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする場合	認定こども園、保育所
3号	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする場合	認定こども園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業等

※ 2号認定又は3号認定では、保育の必要量によって更に「保育標準時間（1日最長11時間）」と「保育短時間（1日最長8時間）」に区分されます。

※ 幼稚園については、新制度に移行する園と現行制度のまま継続する園とがあり、各園の判断においてどちらかを選択することになります。

契約と利用料の支払いについて

契約と支払先は、利用施設によって異なります。

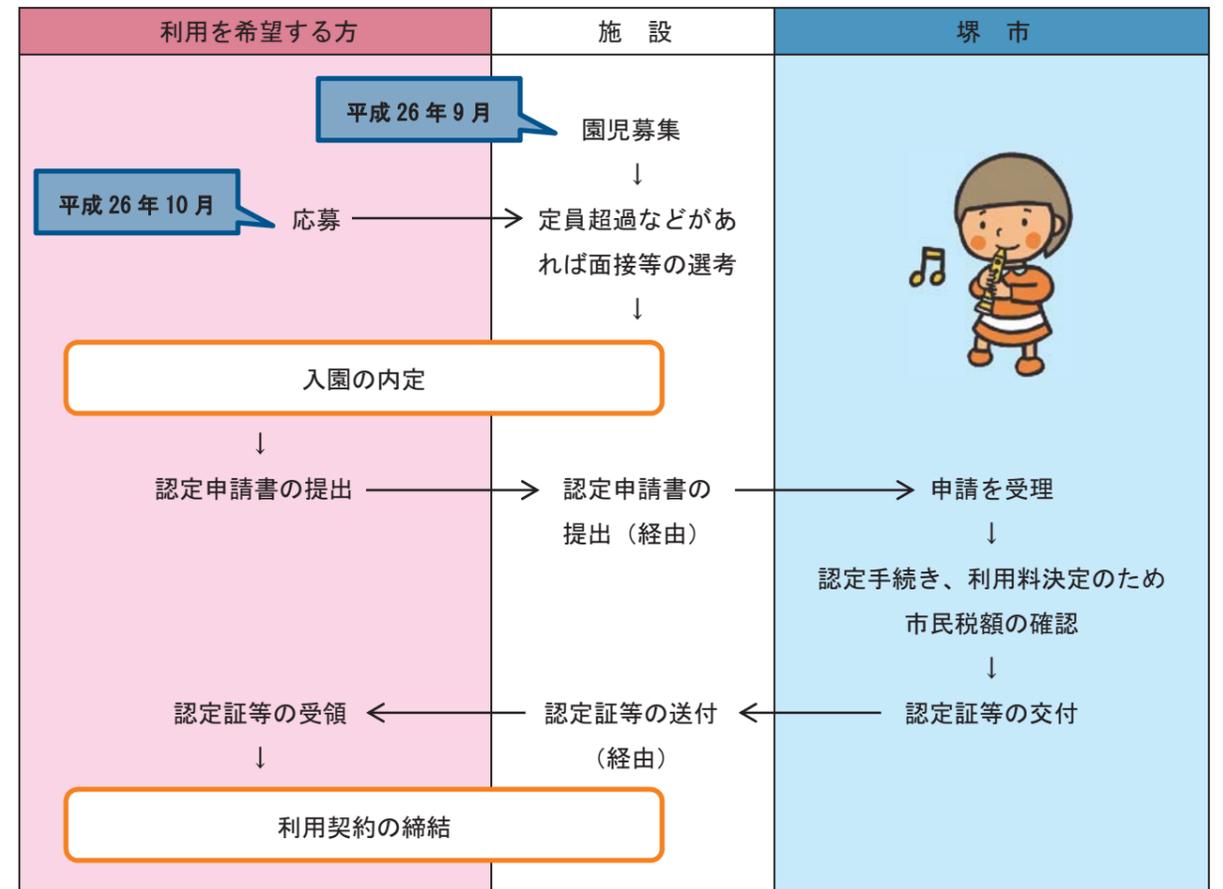
認定こども園・幼稚園・公立保育所・地域型保育事業を利用する場合

利用者は施設・事業者と契約し、利用料を施設・事業者（公立保育所は堺市）に支払います。

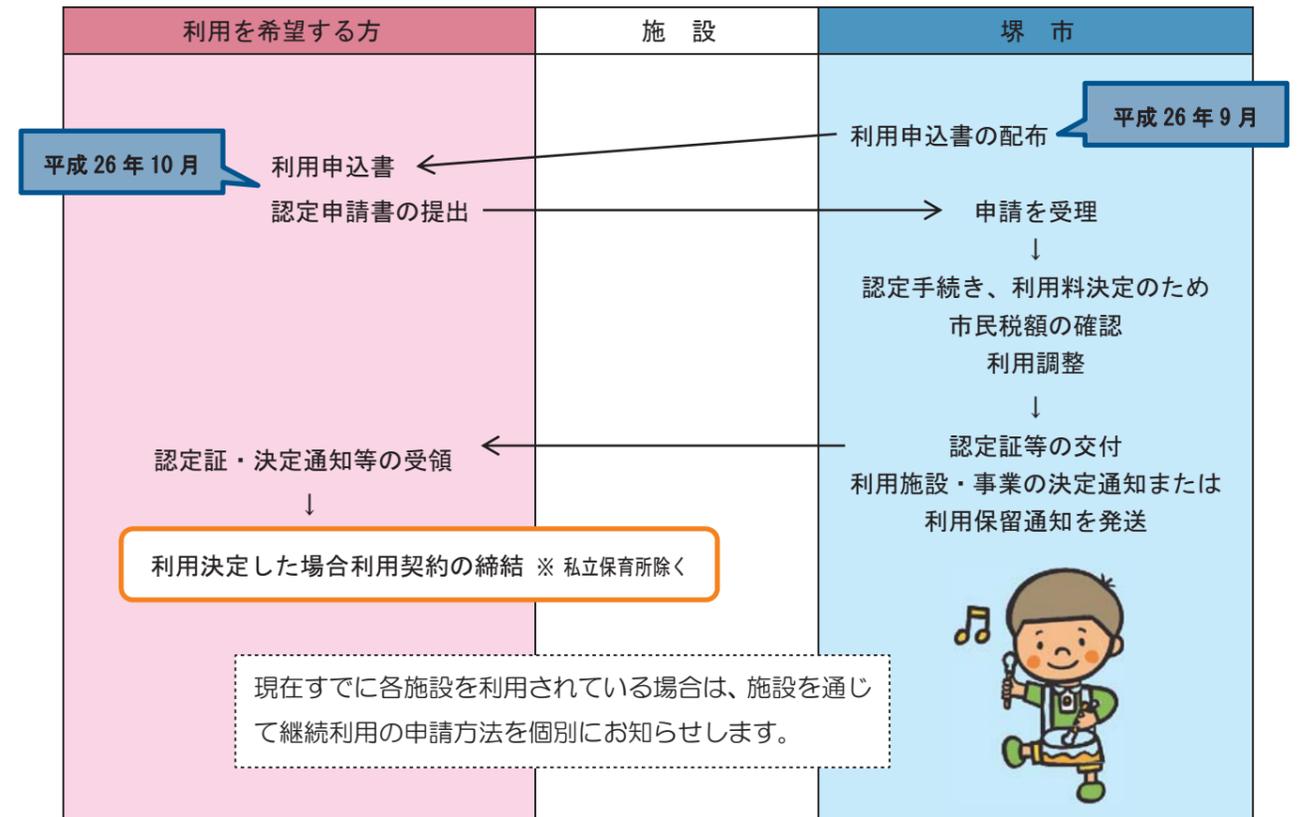
私立保育所を利用する場合

利用者は堺市と契約し、利用料を堺市に支払います。

【1号認定を受けて利用する施設】

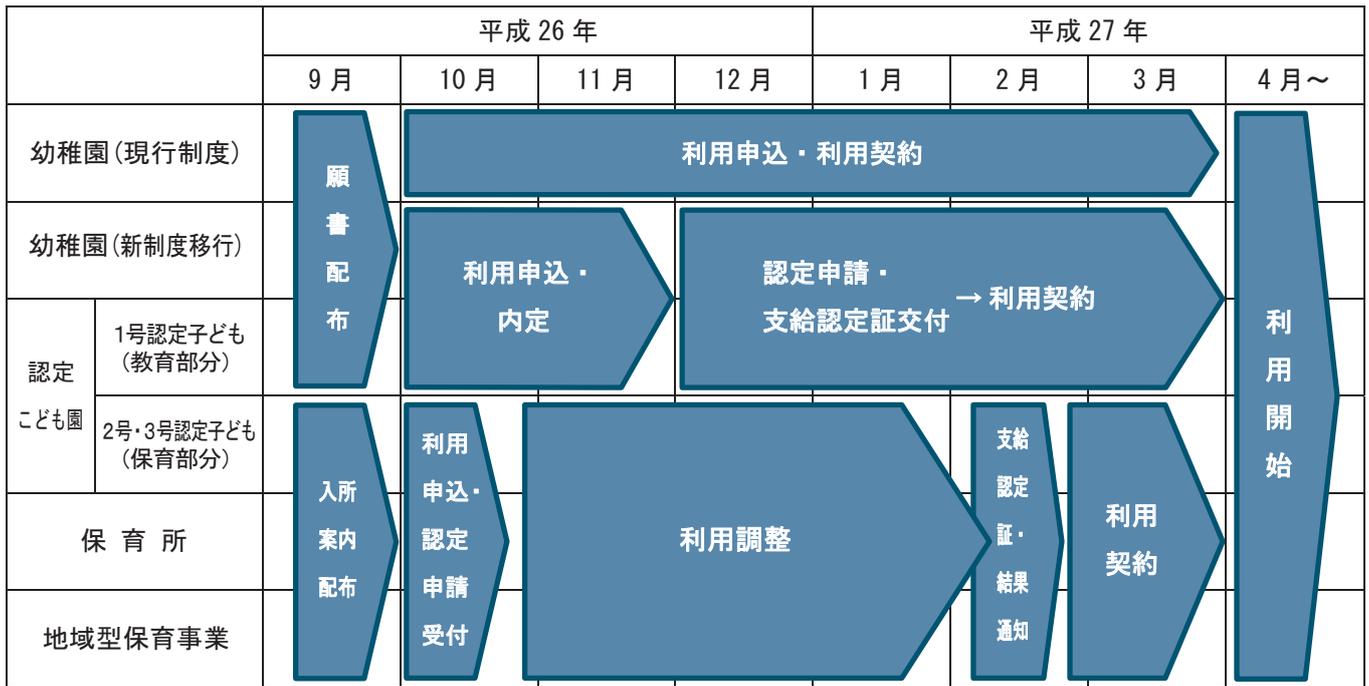


【2号・3号認定を受けて利用する施設等】





新制度実施までのスケジュール(予定)



新制度についてのQ&A

Q 現在の保育所、幼稚園はどうなりますか？

A 新制度のスタートに伴い、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」になる施設もありますが、これまでどおりの保育所、幼稚園として継続する施設もあります。

Q 利用料はどうなりますか？

A 利用者の負担額は、所得に応じた負担を基本として、国の基準をもとに市が設定します。各施設は、市が設定した額に必要な経費などを上乗せして徴収することができます。なお、新制度の枠組みに入らない幼稚園の利用料については、各施設が設定します。

Q すでに各施設を利用している場合、何か手続きが必要ですか？

A 新制度の枠組みに入る施設をすでに利用している方も認定の申請等が必要となります。申請方法等については、施設を通じて個別にお知らせします。

問合せ先 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課

電話 072-228-7104 FAX 072-228-7106

eメール koki@city.sakai.lg.jp